

◆ 贈与に係る税金

1. 税金の区分（贈与税と相続税）

税金については、贈与税と相続税の課税対象に分かれます。

- ① 贈与税 : 贈与、定期贈与、負担付贈与
- ② 相続税 : 相続、遺贈、死因贈与

贈与税と相続税を比較すると、税率、基礎控除、特例などに大きな差があること及び不動産が対象となる場合、登録免許税や不動産取得税などにも差があることなど注意することが必要です。

また、相続、遺贈、死因贈与により財産を所得した者が、被相続人の配偶者・一親等の血族（子又は父母）及び代襲相続人の孫以外の者である場合、相続税が2割増しになることにも注意が必要です。

2. 贈与税とは（国税庁HP）

贈与税は、個人から財産をもらったときにかかる税金です。

会社など法人から財産をもらったときは贈与税はかかりませんが、所得税がかかります。

また、生命保険では、保険料を負担する人と被保険者と受取人がすべて違う場合、あるいは債務の免除などにより利益を受けた場合などは、贈与を受けたとみなされて贈与税がかかります。

ただし、死亡した人が自分を被保険者として保険料を負担していた生命保険金を受け取った場合は、贈与税でなく相続税の対象となります。

また、贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

2. 暦年課税

贈与税の計算は、まず、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与によりもらった財産の価額を合計します。

続いて、その合計額から基礎控除額110万円を差し引きます。

次に、その残りの金額に税率を乗じて税額を計算します。

ここでは計算に便利な速算表を掲載します。

速算表の利用に当たっては基礎控除額の110万円を差し引いた後の金額を当てはめて計算してください。それにより贈与税額が分かります。

(1) 贈与税の速算表

平成27年以降の贈与税の税率は、次のとおり、「一般贈与財産」と「特例贈与財産」に区分されました。

① 一般贈与財産用(一般税率)

一般税率では、兄弟間の贈与、夫婦間の贈与、親から子への贈与で子が未成年者の場合などに使用します。

礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

② 特例贈与財産用(特例税率)

この速算表は、直系尊属（祖父母や父母など）から、その年の1月1日において20歳以上の者（子・孫など）※への贈与税の計算に使用します。

控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

※ 「その年の1月1日において20歳以上の者（子・孫など）」とは、贈与を受けた年の1月1日現在で20歳以上の直系卑属のことをいいます。

2. 相続時精算課税

相続時精算課税の制度とは、原則として60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

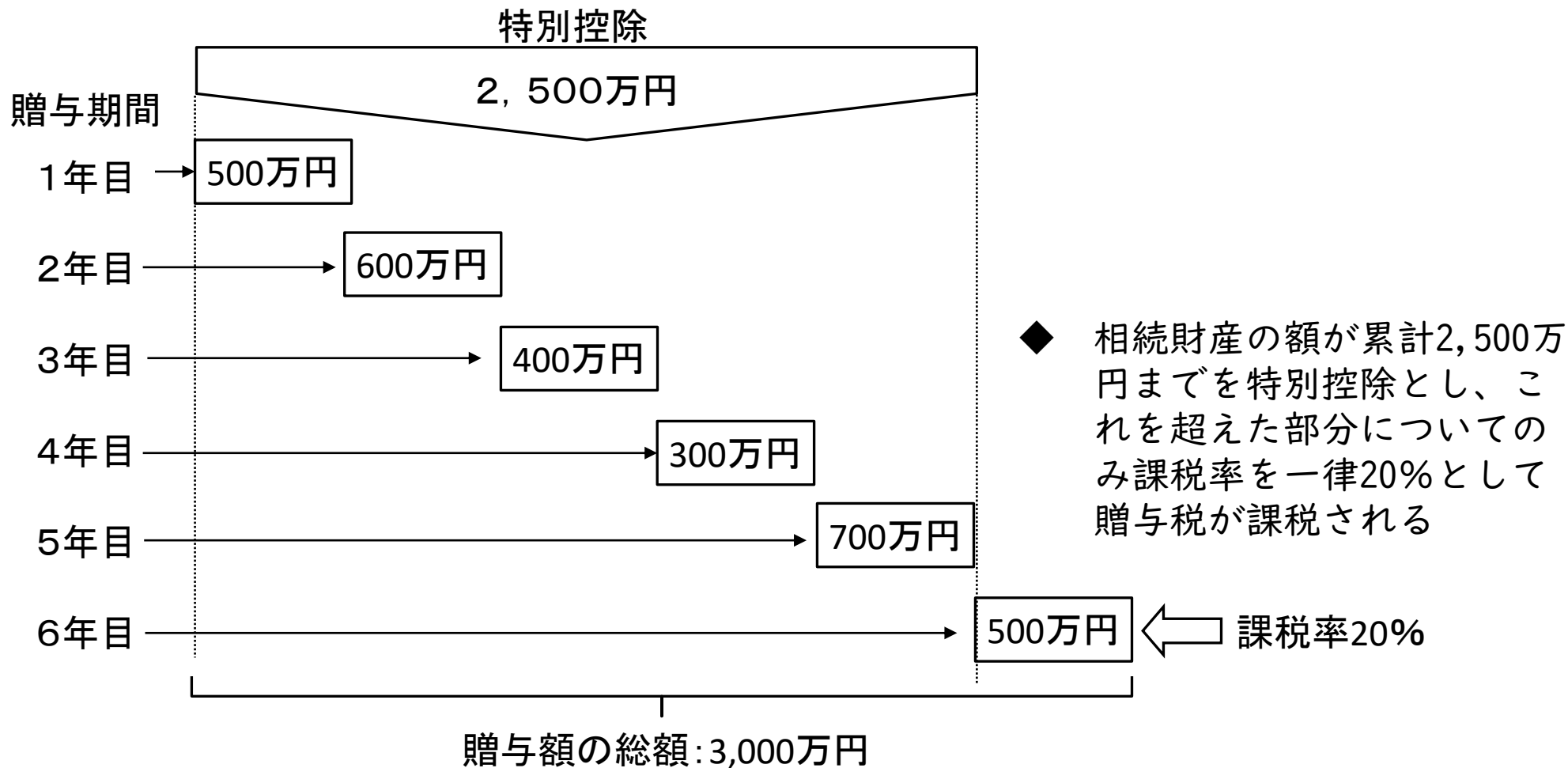
「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとにその年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から2,500万円の特別控除額を控除した残額に対して贈与税がかかります。

なお、この特別控除額は贈与税の期限内申告書を提出する場合のみ控除することができます。（贈与を受けた年の翌年2月1日～3月15日が申告・納付の期限です。）

また、贈与は1回に限らず、2,500万円に達するまで何回でも利用できます。（事業のための援助を複数回行う場合など）

*2,500万円に達するまで毎年申告が必要

《相続時精算課税制度のイメージ》



*相続時精算課税の申告及び税額の計算や特定贈与者が死亡した場合の相続税の計算と申告については、専門の税理士へ相談してください。